

## 第22期 第24回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年6月23日（金）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
〃	竹 林 雅 史	
〃	南 谷 雅 人	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	主幹	東 野 敏 次
	三八地方水産事務所 所長	田 村 直 明

#### 4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）  
原案どおり答申することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第24回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第24回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項3件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

##### 委 員

（「異議なし」の声あり。）

##### 会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、宮野委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

##### 長根事務局長

はい、会長。

##### 会 長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします、議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

## 会 長

県から補足説明があればお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

はい、三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料の方をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、それから許可又は起業の認可をすべき漁業者の数を御説明させていただきます。

2ページ目は、小型定置漁業でございます、2段に分かれておりますが、これは、操業区域の違いということで、漁業を営む者は、東共第14号共同漁業権の組合員行使権者ということで、三沢市漁協の組合員です、各区域ごとに1人ずつということになっております。

続いて、3ページ目を御覧ください、うに潜水器漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、操業についてということで書いておりますが、八戸鮫浦漁協の組合員ということになっております。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます、御審議の方、よろしく願いいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

**委 員**

（「ありません」の声あり。）

**会 長**

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

**委 員**

（「異議なし」の声あり。）

**会 長**

異議なしと認め、それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告願います。

**八島主任専門員**

はい、会長。

**会 長**

八島主任専門員。

**八島主任専門員**

それでは、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について報告いたします。

今年は、5月26日に東京都港区のアジュール竹芝で対面で開催されました。

東部海区からは、松本会長、竹林委員、西部海区からは、東委員、事務局からは、私、八島が出席いたしました。

次に概要についてですが、令和4年度の事業報告、収支決算書及び剰余金処分案、また、令和5年度事業計画書案及び収支予算書案については、それぞれ原案どおり承認されました。

次に令和5年度全漁調連の要望書(案)についてですが、原案どおり承認されました。

2ページ以降、要望書が添付されておりますので、後ほど、ゆっくり御覧いただきたいと思います。

今後、関係省庁へ要望活動を行う予定となっておりますが、7月11日に各省庁へ要望活動を行うことが決定しております。

次に、会長、副会長の交代についてですが、2年ずつで会長県、副会長県が交代する慣例となっており、原案どおり承認され、会長に福島海区の今野会長、副会長に静岡海区の鈴木会長が就任されました。

次に次期総会の開催地についてですが、来年度は、東京都で開催することが承認されました。

通常総会終了後、令和5年度連合会の会長表彰が執り行われ、本県からは、東部海区から木村委員、竹林委員、西部海区から東委員がそれぞれ表彰されました。

概要については、以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

## 会 長

宮野委員。

## 宮野委員

宮野です。

報告資料の全国漁業調整委員会連合会の要望書について、さっき、一読させていただきました。

その中で感心したのは、前回、我々もいろいろ話をしましたけども、段々、漸く的を得た要望ができるようになってきたのかなということで、失礼な言い方ですけども、感心していました。

その中で、やっぱり、私、前から話をしていたんですけども、6ページのまぐろのはえ縄漁業に対する大臣許可の関係、これは勿論、要望の中に、今、7月11日に提出するということですけども、是非、達成してもらえるように努力してもらいたいと。

そうしなければ、一本釣りとか、小さい漁業者の沿岸でまぐろを釣る人たちが大変になってきますので、この大きい、はえ縄漁業が他県に跨る場合は、大臣許可にすると、これを何とか達成するように、皆さん協力してお願いしたいと思います。

以上です。

## 会 長

答弁は要りませんか。

## 宮野委員

要りません。お願いします。

## 会 長

他に御質問等はありませんか。

ありませんですか。

質問もないようですので、続いて②の「青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験について」を県から報告をお願いします。

三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から報告させていただきます。

青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験についてでございます。

先般の委員会で、昨年度の実績を報告させていただいた際に今年度、5年度も同様に実施を進めておりますということで、御説明させていただきましたが、今回の報告のとおり、試験受託者数2名、これは、前年度と変わりございません。

委託内容は、契約期間5年7月1日から6年の2月末日までということで、前年度と変更事由がない形で契約を6月2日に取り交わしましたので、要領に基づき、御報告させていただいたところでございます。

県からの報告は以上でございます、よろしく願いいたします。

## 会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんですか。

御質問もないようですので、続いて③の「令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」県から報告願います。

東野主幹。

## 水産振興課 東野主幹

県水産振興課の東野です、私からは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

今回は、令和5管理年度の国からの追加配分の説明でございます。

お配りしております報告資料の3を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和5年5月31日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。その概要につきましては、30キログラム未満の小型魚は286.6トンから82.6トン増えて369.2トンへ、30キログラム以上の大型魚は506.3トンから51トン増えて557.3トンとなっております。

2ページ目及び3ページ目を御覧ください、追加配分の内訳といたしましては、小型魚につきましては、昨年度からの繰り越しが28.6トン、他の都道府県への譲渡のメリット措置として20.0トン、消化率メリット措置として6.8トン、国留保からの上乗せ等として27.2トンとなっております。

また、大型魚につきましては、昨年度からの繰り越しが37.8トン、他の都道府県への譲渡メリット措置として1.1トン、消化率メリット措置として1.2トン、国留保からの上乗せ等として10.9トンとなっております。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの上乗せ分等の詳細な計算方法につきましては、4ページ目及び5ページ目にございます、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に記載されておりますので、後ほど、それを御覧ください。

6ページ目及び7ページ目に関しましては、今回の変更内容を県報に登載したものになっております。

なお、この計画の変更につきましては、漁業法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前に諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け青水振第1343号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えておきます。

県からの補足説明は以上となります。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

御質問もないようですので、それでは、以上、これをもちまして議事を全て終了し、第22期第24回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時47分